



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
10月20日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) 3
- ※滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(生活衛生課) 4
- ※滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化財保護課) 6

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 女性の婚姻開始年齢の引上げに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条の規定による改正後の第10条関係)
- 2 健全育成を阻害する行為の規制に係る保護の対象となる青少年に6歳未満の者を加えることとしました。(第2条の規定による改正後の第10条関係)
- 3 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年をとどめてはならないこととしました。(第2条の規定による改正後の第22条関係)
- 4 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととしました。(第2条の規定による改正後の第24条の2関係)
- 5 何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととしました。(第2条の規定による改正後の第24条の3関係)
 - (1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等を譲り受けること。
 - (2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。
 - (3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。
 - (4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。
- 6 5に規定する行為について、場所の提供等を禁止することとしました。(第2条の規定による改正後の第25条関係)
- 7 4の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとしました。(第2条の規定による改正後の第27条関係)
 - (1) 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - (2) 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者
- 8 5の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとしました。(第2条の規定による改正後の第27条関係)
- 9 その他
 - (1) この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとしました。ただし、1は令和6年4月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)の一部改正
旅館業法(昭和23年法律第138号)の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条による改正後の第2条および第4条関係)
- 2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部改正

- (1) 興行場法第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の第2条関係)
- (2) 公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の第2条関係)
- (3) 食品衛生法に基づく事務手数料のうち、営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の別表第34関係)
- (4) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料のうち、理容所の検査または美容所の検査の手数料について、営業を譲り受けた者が検査を受ける場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の別表第34の2関係)
- (5) 旅館業法に基づく事務手数料のうち、旅館業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の別表第34の3関係)
- (6) クリーニング業法に基づく事務手数料のうち、クリーニング所の検査の手数料について、営業を譲り受けた者が検査を受ける場合の手数料を削除することとしました。(第2条による改正後の別表第43の2関係)

3 その他

- (1) この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 滋賀県立琵琶湖文化館(以下「文化館」という。)を設置する目的および位置を改めることとしました。(第1条関係)
- 2 文化館の業務を改めることとしました。(第2条関係)
- 3 文化館の開館時間を改めることとしました。(第3条関係)
- 4 文化館の特別観覧の許可およびその取消し等について規定を整備することとしました。(第4条および第5条関係)
- 5 文化館の施設の使用の承認およびその取消し等ならびに使用料について規定を整備することとしました。(第6条、第7条、第9条および別表関係)
- 6 指定管理者に行わせることができる管理業務および指定管理者の指定の手続について規定を整備するとともに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合の特例について定めることとしました。(第11条、第12条および第14条関係)
- 7 指定管理者に管理業務を行わせる場合の利用料金について規定を整備することとしました。(第16条および別表関係)
- 8 文化館に滋賀県立琵琶湖文化館協議会を置くこととし、その組織等について定めることとしました。(第17条から第21条まで関係)
- 9 その他
 - (1) この条例は、規則で定める日から施行することとしました。ただし、(2)の規定は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとしました。
 - (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

条

例

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第41号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第10条中「いい、婚姻した女子を除く」を「いう」に改める。

第2条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「6歳以上」を削る。

第22条第2項中「または同伴して」を「同伴し、またはとどめて」に改める。

第24条の次に次の2条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第24条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノおよび同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)その他の記録をいう。第27条第2項第12号において同じ。)の提供を求めてはならない。

(使用済み下着等の譲受け等の禁止)

第24条の3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等(青少年が一度使用した下着または青少年のだ液もしくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下この条において同じ。)を譲り受けること。

(2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。

(3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。

(4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

第25条に次の1号を加える。

(8) 前条に規定する行為

第27条第2項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 第24条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(13) 第24条の3の規定に違反した者

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第42号

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項および第3項中「および第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項および第3条の4第3項」に改める。

第4条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「（申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）」を削り、同項第11号中「（申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）」を削る。

別表第34中注1を削り、注2を注とする。

別表第34の2(1)の項を次のように改める。

(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料	円 1件につき 17,000
---	-------------------

別表第34の3を次のように改める。

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき 22,000円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつ

	ては、12,000円)
(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき 7,500円

別表第43の2(1)の項を次のように改める。

(1) クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	1件につき 17,000円
---	---------------

付 則

(施行期日)

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者に係る興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料については、第2条の規定による改正後の滋賀県使用料および手数料条例(以下「新条例」という。)第2条第2項第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者に係る公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例第2条第2項第11号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業を営む者から当該営業を譲り受けた者に係る同項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査または施行日前に美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料については、新条例別表第34の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前にクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料については、新条例別表第43の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 滋賀の文化財の保存および活用により、県民の文化の発展を図り、併せて県の観光の振興に資するため、滋賀県立琵琶湖文化館（以下「文化館」という。）を大津市浜大津五丁目、浜町および打出浜地先に設置する。

（業務）

第2条 文化館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術工芸品等の文化財その他の資料（以下「文化財等」という。）の収集、保管および展示
- (2) 文化財等に関する調査研究
- (3) 文化財等の保存および活用の支援
- (4) 国内外の関係機関等との文化財等に関する連携
- (5) 文化財等に関する情報の発信および県民と国内外の人々との交流の促進
- (6) 文化財等に関する観光の推進
- (7) 講堂および研修室の提供
- (8) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な業務

第3条第1項中「午前9時」を「午前9時30分」に改める。

第4条の見出し中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第1項中「美術品等の撮影、模写、模造等」を「文化財等の熟覧、模写、模造、撮影または原板の使用」に、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第2項第2号中「美術品等」を「文化財等」に改め、同項第3号中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第3項中「規定による」を削り、「美術品等」を「文化財等」に改める。

第5条の見出し中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条各号列記以外の部分中「規定による」を削り、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「美術品等」を「文化財等」に、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「前条第1項の許可を受けた者（以下「撮影者等」という。）」を「特別観覧者」に、「同項」を「前条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が特別観覧の目的に違反し

て特別観覧をしたとき。

第6条第1項中「のうち別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）」を削り、同条第2項第3号中「美術品等」を「文化財等」に改め、同項第4号中「特定施設」を「施設」に改め、同条第3項中「規定による」を削る。

第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「（以下「観覧者」という。）は別表第2」を「は知事その都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）
- (2) 学校行事として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者およびこれらの者の引率者

第7条第2項中「特定施設」を「施設」に改める。

第9条各号列記以外の部分および第2号中「規定による」を削り、同条第6号中「特定施設」を「施設」に改める。

第11条第1項第1号中「第2条各号」を「第2条第5号から第7号まで」に改める。

第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、第12条第4項の規定により同項に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合については、適用しない。

第16条第1項中「および観覧者」を削り、「特定施設」を「文化館の施設」に改め、「または観覧」を削り、同条第3項中「別表第1および別表第2」を「別表」に改め、同条第4項中「特定施設」を「施設」に改め、「または観覧」を削り、同条第5項中「または観覧者」を削り、「特定施設の使用または観覧をする」を「施設を使用する」に改める。

第17条を第22条とし、第16条の次に次の5条を加える。

（滋賀県立琵琶湖文化館協議会）

第17条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、文化館に滋賀県立琵琶湖文化館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織等）

第18条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者

- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 文化財の保護に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第19条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2を削る。

別表第1を次のように改める。

別表(第7条、第16条関係)

区 分	金 額		
	午 前	午 後	全 日
	午前9時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時30分から 午後5時まで
講 堂	円 13,500	円 18,000	円 31,500
研 修 室	6,800	9,000	15,800

注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 講堂または研修室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前9時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分

に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

- 4 講堂または研修室の利用者がその使用に際し、入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料等が1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。
- 5 研修室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。
- 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 7 文化館の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項に規定する指定管理者の指定および新条例第15条または第16条第3項の規定による知事の承認ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第12条、第13条、第15条および第16条第3項の規定の例により行うことができる。
- 3 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例(平成28年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 滋賀県立琵琶湖文化館

